

秋田市斎場植栽管理業務委託仕様書

I 業務概要

- 1 件 名 秋田市斎場植栽管理業務委託
- 2 委託場所 秋田市外旭川字山崎537番地内 秋田市斎場
- 3 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

II 植栽管理業務の実施

- 1 受託者は、業務着手前にその目的を遂行するために必要な手順工程等について書面で委託者に提出しなければならない。
- 2 受託者は、工区および斎場の利用状況を把握し、斎場利用者の安全確保に努めなければならない。
- 3 受託者は、各作業を行う前に委託者へ事前に連絡しなければならない。
- 4 受託者は、業務完了後に、業務完了報告書、業務日誌のほか、業務内容がわかる写真（作業前、作業中および作業後）を委託者に提出しなければならない。
- 5 本仕様書に記載のない事項については、委託者との打合せによる。

III 植栽管理業務の目的と方法

1 剪 定

- (1) 剪定は、不必要な枝葉を除去し、樹木の生理的な生長のバランスと美しい樹形を保つことを目的とする。
- (2) 高・中木の剪定時期は、樹種によって異なるが一般的に新芽が出揃い樹形が固まった頃を目安とする。しかし、花木類の場合はおおむね花の咲き終わった直後に剪定を行う。
- (3) 剪定すべき枝として、枯れ枝や病害虫に侵された枝を切り、ひこばえ、胴吹き、徒長枝、からみ枝、さかさ枝、立ち枝、懐枝、平行枝などを切除する。
- (4) 低木の剪定は、花の咲き終わった直後に剪定を行う。
- (5) 剪定後に、枝葉が樹冠内に残らないように取り去り、周辺をきれいに清掃し、枝葉は指定箇所に運搬処理すること。

2 人力除草

- (1) 人力除草により、低木・地被類の良好な育成と美しい景観を保つことを目的とする。
- (2) 人力除草の時期は、4月～10月とし、雑草の繁殖状況を確認の上、適期除草を行う。
- (3) 人力除草は、低木・地被類の植栽地内を行うものとし、既存植物を痛めないように根から取り除く。
- (4) 既存植物の根が浮き上がった場合には、よく抑えて植え直す。
- (5) 除草した草は指定箇所に運搬処理し、除草跡はきれいにならし、清掃を行うこと。

3 芝刈り

- (1) 芝刈りは、芝生の分けつを促進させ芝生面を平坦にし、景観を保ち健全な育成を促すことを目的とする。
- (2) 芝刈りの時期は、5月中旬～9月下旬とし、生育期間中2cm前後の高さに刈込む。
- (3) 芝生地内にある石、雑物等の障害物はあらかじめ取り除く。
- (4) 芝生地内にある樹木、草花、施設などを損傷しないよう注意し、刈りむら、刈残しのないよう均一に刈り込む。
- (5) 樹木の根際、施設のまわりなど、機械刈りが不適當または不能の場所は手刈りなど、状況に適した芝刈りを行うこと。
- (6) 刈り取った芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃を行い、指定箇所に運搬処理すること。

4 防除

- (1) 病気や害虫により樹木が著しく損傷を受けたり、美観が損なわれるのを防ぐことを目的とする。
- (2) 防除の時期は、害虫の種類および天候状態などにより異なるため、害虫を発見、または発生が予想される場合は、早急に対処すること。
- (3) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規およびメーカー等で定める使用安全基準、使用方法を厳守し、人畜の安全および対象樹木の薬害に十分注意すること。
- (4) 薬剤の散布は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行い、風、日照、降雨等の天候条件を考慮して実施すること。
- (5) 散布量は、指定の濃度に正確に希釈混合したものを病虫被害部分を中心にむらなく散布すること。
- (6) 散布に際しては、施設の利用に障害とならないよう早朝に行うものとし、風

上に背を向け後ろ向きに移動しながら、風下に向かって散布する。また、周囲の対象物以外のものにかからないよう十分注意して行うこと。

- (7) 散布作業は、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等を着用し、人体へ影響が無いように、十分に配慮して行うこと。

5 施 肥

- (1) 施肥は、人工的に養分を供給し樹木を健全に育成させることを目的とする。
- (2) 施肥の時期は、根の活動が盛んになる春の萌芽期などに行う。
- (3) 高・中木への施肥は、樹木の幹を中心に葉張り外周線下に縦穴を掘り、所定の固形肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- (4) 生垣への施肥は、生垣の両側に縦穴を1箇所ずつ計2箇所1本ごとに掘り、所定の固形肥料を入れ覆土する。縦穴の深さは20cm程度とする。
- (5) 低木・地被・芝への施肥は、植込み地へ所定の粒状肥料をむらなく均一に散布すること。また、原則として降雨直後で葉面が濡れている時は行わないこと。

6 冬囲い設置・撤去

- (1) 冬囲いは、樹木の枝折れや損傷、倒木防止を目的とする。
- (2) 冬囲いの設置時期は、10月下旬～12月中旬の積雪前に行い、雪融け後の3月中旬以降に取りはずす。
- (3) 低木（ツツジ類）の冬囲いは縄しぼりとし、わら縄で2～3箇所固定する。
- (4) ニオイヒバ・ヒイラギ・ヒバの冬囲いは、縄しぼりの上、寒冷紗で覆い、わら縄で固定する。
- (5) 取りはずしにあたっては、花芽、枝葉などを傷つけないよう注意して、しぼられた枝を広げる。

7 散 水

- (1) 散水により、蒸散と吸収のバランスを保ち、樹木が正常に育成することを目的とする。
- (2) 散水の時期は、6月から9月の間に天候と樹木の状況を見ながら、地表面から十分に浸み込ませるように散水する。